

## 6次産業化スタートアップ事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県産農林水産物を活用した魅力ある加工品の開発に取り組む人材を育成するため、農林漁業者等が行う事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業、経費、補助対象者及び補助率)

第2条 交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の経費、補助対象者及び補助率は別表に定めるところによる。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、毎年度知事が定める日までに、様式第1号による交付申請書に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助金の合計額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の額は切り捨てるものとする。

### (補助金の交付決定及び通知)

第4条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請書に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該申請に係る補助金の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助対象事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付の決定行うものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行

うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 知事は、前2項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第5条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、別表の重要な変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前条の補助金の交付決定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止する場合は、あらかじめ様式第3号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(産業財産権に関する届出)

第6条 補助事業者は、補助事業等に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第4号の産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

(申請書の取り下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第5号による交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、様式第6号による遂行状況報告書を作成し知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあった年度の2月の末日のいずれか早い期日までに、様式第7号による実績報告書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、千円未満の額は切り捨てて報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合

には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定通知)

第10条 知事は、前条に基づく実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容（第5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 知事は、第5条第2項の補助事業等の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の内容（第5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
  - 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第4項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、第 10 条の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 8 号による報告書により知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第 10 条第 4 項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第 13 条 補助事業者は、補助金の一部について概算払を受けようとする場合は、様式第 9 号の補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに様式第 10 号の精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

第 14 条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後に、補助事業等の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、様式第 11 号の収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付すことができる。

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本要綱は、令和 5 年 8 月 7 日から施行し、令和 5 年度予算から適用する。
- 2 本要綱の終期は、令和 8 年 3 月 31 日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有

する。

附 則

- 1 本要綱は、令和6年4月 日から施行し、令和6年度予算から適用する。
- 2 改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表

経 費	補助対象者	補助率	重要な変更
			事業の内容の変更
<p>県産農林水産物を活用した魅力ある加工品の開発に取り組む人材を育成するため、県産農林水産物を活用した加工品の商品開発による高付加価値化、ブランド力向上にかかる取組に要する経費</p> <p>1 商品開発費            (1) 試作品作成            (2) パッケージデザインの開発            (3) 試作に必要な機器のレンタル            (4) 成分分析等検査            (5) 加工等技術研修</p> <p>2 市場調査費            (1) ニーズ等把握調査            (2) 試験販売</p> <p>3 その他知事が特に必要と認めるもの</p> <p>ただし、既存商品のブラッシュアップに係る経費は除く。</p>	<p>本事業の実施主体は、次の(1)から(3)に掲げるもののうち、県内で県産農林水産物を使用した商品をこれから製造もしくは販売しようとする者とする。</p> <p>(1) 農林漁業者            (2) 農林漁業者と連携する県内食品加工業者等            (3) 農林漁業者の組織する団体・法人</p> <p>ただし、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。）第 5 条第 1 項の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者又は農林漁業者団体は、原則として除く。</p>	<p>(1) 補助率 1/2 以内</p> <p>(2) 補助金 上限 500 千円</p>	<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 補助事業に要する経費又は補助金の 30%を超える減</p> <p>3 経費欄に掲げる区分間におけるいずれか低い額の 20%を超える経費の配分の変更</p>